

# ウィークリースタンス実施要領

## 1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行することで、設計業務等の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

この要領は、香川県土木部が発注する委託業務（建築関係を除く）において、ウィークリースタンスを実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

## 2 対象業務

- ・測量業務、設計業務、地質調査業務、調査・計画業務
- ・施工管理業務
- ・用地調査等業務

ただし、いずれも災害に関する業務等、緊急を要する業務を除く。

## 3 実施内容

実施内容は次のとおりとし、業務の進捗に差し支えない範囲で努める。

- ① ウェンズデー・ホーム… 水曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② マンデー・ノーピリオド… 月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。
- ③ フライデー・ノーリクエスト… 金曜日（連休前）に依頼をしない。

## 4 実施方法

初回打合せ時に、調査職員が本取り組みの目的及び内容を説明し、受発注者で合意の上、実施内容を決定する。

①から③以外の内容を追加して取り組む場合は、受発注者の協議により決定する。

例) ○時以降に打合せをしない、金曜日でも定時の帰宅に心がけるなど。

## 5 適用

本要領は、令和元年7月1日以降に契約を行う委託業務から適用する。